

【恵庭市水防計画の修正（案）について】

1. 修正の趣旨

令和 3 年 7 月に水防法の一部改正等により、北海道水防計画の修正（令和 3 年 1 1 月）に基づき、恵庭市水防計画への所要の修正を行う。

2. 修正の概要

災害対策基本法改正による修正

水防警報種類等、北海道水防計画の修正等による見直し

3. 修正内容一覧

対照表頁	章	該当項目（本編ページ）	修正内容
P1		「避難勧告」→「避難指示」	災害対策基本法改正による修正
P7	第 9	第 5 節 決壊通報	札幌市の所管部署変更に伴う電話番号修正
P8	第 13	水防報告	年号修正

4. 防災会議【幹事会】（書面会議）での意見を反映した修正

対照表頁	章	該当項目（本編ページ）	修正内容
P1	第 2	第 2 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	指定河川洪水予報の文言の修正
P1	第 2	第 2 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	情報名の文言修正
P2	第 2	第 2 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	気象予報情報等の発表する情報について、北海道水防計画に合わせた修正
P2	第 2	第 2 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	記録的短時間大雨の発表する情報について、北海道水防計画に合わせた修正
P3	第 2	第 2 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	土砂災害警戒情報は、水防活動に利用しない北海道水防計画に合わせた修正
P3	第 2	第 2 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	竜巻発生確度ナウキャストによる確認とする北海道水防計画に合わせた修正
P4	第 2	第 2 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	土砂災害警戒判定メッシュ情報から、大雨警報（土砂災害）の危険度分布への名称変更等と 予報及び警報伝達で NTT 所管部署の変更
P5	第 2	第 3 節 指定河川洪水予報	北海道水防計画に合わせた修正と、洪水予報伝達系統で NTT 所管部署の変更
P6	第 2	第 4 節 水防警報	文言修正
P7	第 3	雨量・水位等の情報収集	防災気象情報システムが気象庁ホームページに統合、URL 変更、携帯電話用ホームページの廃止等

恵庭市水防計画 新旧対照表

資料 2 - 1

頁	現行	改正（案）	変更の必要性等
2-2	第 2 章 予報及び警報等の伝達 （略） 第 2 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等 1 水防活動の利用に適合する予報及び警報 法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により、札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水<u>注意報及び警報</u>を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。 なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 （略） (2) 指定河川洪水<u>注意報及び警報</u> 2 気象情報の種類 (1) 警報級の可能性	「避難<u>勧告</u>」 → 「避難<u>指示</u>」 以下 5 か所に同様の修正。 ・ 1-2 (2 か所)、2-3 (2 か所)、2-6 (1 か所) 第 2 章 予報及び警報等の伝達 （略） 第 2 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等 1 水防活動の利用に適合する予報及び警報 法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により、札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水<u>予報</u>を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。 なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 （略） (2) 指定河川洪水<u>予報</u> 2 気象情報の種類 (1) <u>早期注意情報</u> (警報級の可能性)	災害対策基本法 改正による修正 北海道水防計画 への適正修正 〃 〃

恵庭市水防計画 新旧対照表

資料 2 - 1

2-3	(2) 地方情報、府県気象情報 気象情報とは、気象業務法第 11 条及び気象官署予報業務規則第 47 条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。 気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。 (略)	(2) 地方情報、府県気象情報 気象情報とは、気象業務法第 11 条及び気象官署予報業務規則第 47 条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。 気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。 <u>大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象台情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。</u> (略)	北海道水防計画 への修正
2-3	(4) 記録的短時間大雨情報 <u>府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測又は解析</u> (気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) したときに、府県気象情報の一種として発表<u>する情報。</u>	(4) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析</u> (気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) したときに、府県気象情報の一種として発表<u>される。</u> <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認</u>	〃

恵庭市水防計画 新旧対照表

資料 2 - 1

2-3	<u>(5) 土砂災害警戒情報</u> 「大雨警報（土砂災害）」発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象。（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外） これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。 ア 台風に関する気象情報 イ 大雨に関する気象情報 ウ 記録的短時間大雨情報 エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報	<u>する必要がある。</u>	北海道水防計画 への修正
2-4	<u>(6) 竜巻注意情報</u> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生<u>する可能性が高まった時に発表する情報。</u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表<u>する</u>。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。	<u>(5) 竜巻注意情報</u> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生<u>しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表<u>される</u>。この情報の	項目修正 北海道水防計画 への修正

恵庭市水防計画 新旧対照表

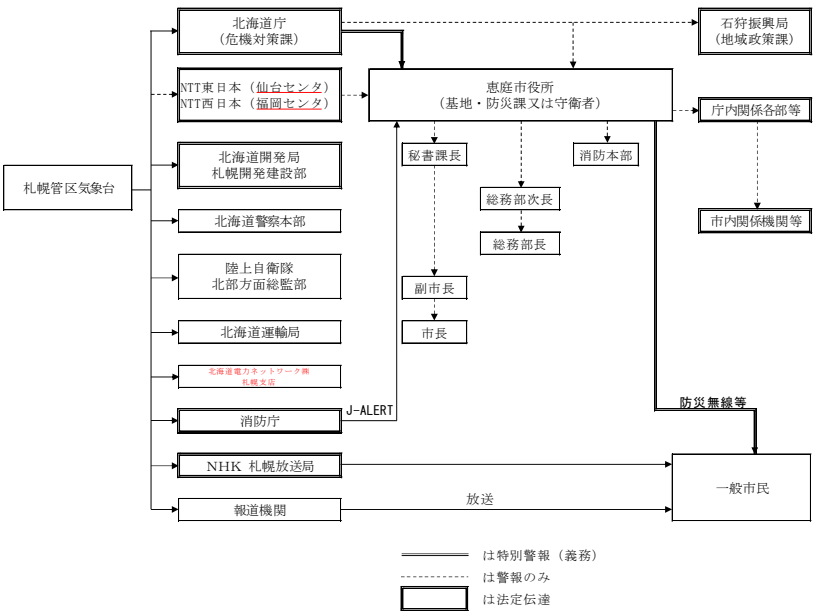
資料 2 - 1

2-4 3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

(1) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 5 k m 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

2-5 4 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達



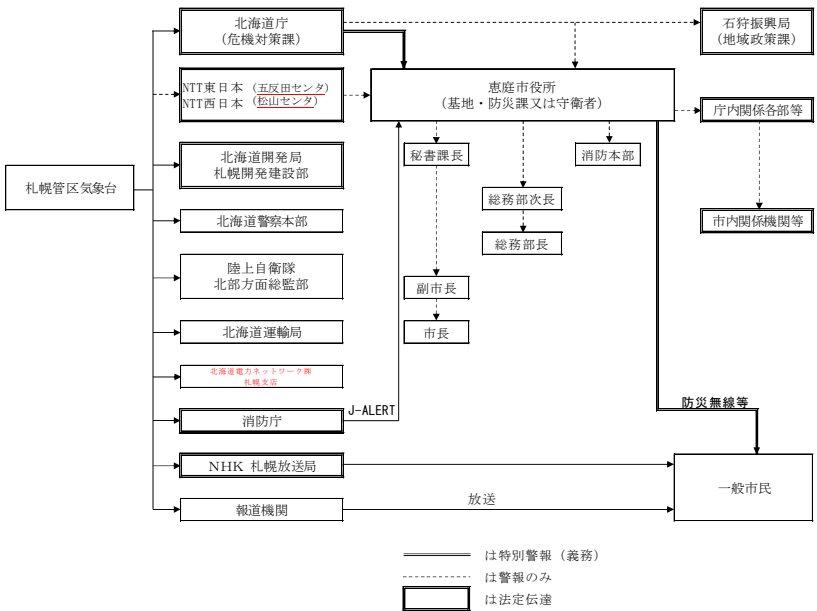
有効期限は、発表から概ね 1 時間である。

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

(1) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 k m 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

4 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達



北海道水防計画
への修正

所管部署の変更

恵庭市水防計画 新旧対照表

資料 2 - 1

2-6

第3節 指定河川洪水予報

1 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

洪水の危険レベル	発表する情報〔洪水予報の種類〕	水位の名称	発表基準	市の行動
レベル5	氾濫発生情報〔洪水警報〕	(氾濫発生)	氾濫が発生したとき	・ <u>住民の避難完了</u>
レベル4 (危険)	氾濫危険情報〔洪水警報〕	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位に到達したとき	・ <u>避難勧告等の発令を判断</u> ・ <u>住民は避難を判断</u>
レベル3 (警戒)	氾濫警戒情報〔洪水警報〕	避難判断水位	<u>避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき</u>	・ <u>避難準備・高齢者等避難開始情報発令を判断</u> ・ <u>住民は、氾濫に関する情報に注意</u>
レベル2 (注意)	氾濫注意情報〔洪水注意報〕	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する <u>おそれがある</u> とき	・水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位		・水防団待機

(略)

3 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図

札幌管区气象台
北海道開発局
札幌開発建設部

北海道
(危機対策課)

NTT東日本 (仙台センタ)
NTT西日本 (福岡センタ)

自衛隊

消防庁

北海道警察

北海道電力ネットワーク㈱
札幌支店

NHK 放送局

報道機関

石狩振興局
(対策通報)

恵庭市役所
(基地・防災課又は守衛者)

水防団・
消防機関

放送

一般市民

は法定伝達

2-7

第3節 指定河川洪水予報

1 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

洪水の危険レベル	発表する情報〔洪水予報の種類〕	水位の名称	発表基準	市の行動等
レベル5	氾濫発生情報〔洪水警報〕	(氾濫発生)	氾濫が発生したとき	<u>直ちに安全確保</u>
レベル4 (危険)	氾濫危険情報〔洪水警報〕	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	<u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</u>	<u>危険な場所から全員避難</u>
レベル3 (警戒)	氾濫警戒情報〔洪水警報〕	避難判断水位	<u>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき</u>	<u>危険な場所から高齢者等は避難</u>
レベル2 (注意)	氾濫注意情報〔洪水注意報〕	氾濫注意水位 (警戒水位)	<u>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位		水防団待機

(略)

3 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図

札幌管区气象台
北海道開発局
札幌開発建設部

北海道
(危機対策課)

NTT東日本 (五反田センタ)
NTT西日本 (松山センタ)

自衛隊

消防庁

北海道警察

北海道電力ネットワーク㈱
札幌支店

NHK 放送局

報道機関

石狩振興局
(対策通報)

恵庭市役所
(基地・防災課又は守衛者)

水防団・
消防機関

放送

一般市民

は法定伝達

所管部署の変更

北海道水防計画
の修正による見
直し等

恵庭市水防計画 新旧対照表

資料 2 - 1

9-3

洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている「川の防災情報」や「[防災気象情報提供システム](#)」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

《市町村向け情報提供》

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「市町村向け川の防災情報」	http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)

《一般向け情報提供》

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)
北海道防災情報（防災対策支援システム）	http://www.bousai-hokkaido.jp/
札幌管区気象台ホームページ	https://www.data.jma.go.jp/sapporo/
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/

第9章 水防活動

（略）

第5節 決壊通報

1 決壊の通報

（略）

(10)札幌市（[消防局 防災課](#)） 0 1 1 - [2 1 5](#) - [2 0 9 0](#)

（略）

洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている「川の防災情報」や「[気象庁ホームページ](#)」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

《市町村向け情報提供》

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	http s ://city.river.go.jp/ _____

《一般向け情報提供》

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「川の防災情報」	http s ://www.river.go.jp/ _____
北海道防災情報（防災対策支援システム）	http://www.bousai-hokkaido.jp/
札幌管区気象台ホームページ	https://www.jma- net .go.jp/sapporo/
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/

第9章 水防活動

（略）

第5節 決壊通報

1 決壊の通報

（略）

(10)札幌市（[危機管理対策課](#)） 0 1 1 - [2 1 1](#) - [3 0 6 2](#)

（略）

気象庁ホームページ統合による修正

適正修正

〃

〃

所管部署変更による電話番号の変更

恵庭市水防計画 新旧対照表

資料 2 - 1

10-1	第 1 0 章 協力及び応援	第 1 0 章 協力及び応援	所管部署変更による電話番号の変更
10-1	1 隣接市町水防管理団体との協力応援	1 隣接市町水防管理団体との協力応援	
13-1	第 1 3 章 水防報告	第 1 3 章 水防報告	
13-1	1 水防報告	1 水防報告	年号修正

恵庭市
市 役 所 0123-33-3131
消防本部 0123-33-5191

市町村

札幌市

江別市

千歳市

北広島市

長沼町

南幌町

市役所・役場

011-211-2111

011-382-4141

0123-24-3131

011-372-3311

01238-8-2111

011-378-2121

消防本部

011-215-2090

011-382-5432

0123-23-3062

011-373-2321

南空知消防組合
(所在 栗山町)
0123-72-1835

恵庭市
市 役 所 0123-33-3131
消防本部 0123-33-5191

市町村

札幌市

江別市

千歳市

北広島市

長沼町

南幌町

市役所・役場

011-211-2111

011-382-4141

0123-24-3131

011-372-3311

01238-8-2111

011-378-2121

消防本部

011-215-2080

011-382-5432

0123-23-3062

011-373-2321

南空知消防組合
(所在 栗山町)
0123-72-1835

平成●年●●における水防活動

(●●消防団・平成 年 月 日～ 日)

令和●年●●における水防活動

(●●消防団・令和 年 月 日～ 日)